令和8年 10月 ふたみコミセンだより

お　知　ら　せ

発行：二見コミュニティセンター（TEL：38－9932）

	曜日	保育園・小学校・中学校	住民自治・体協・老人会・その他
1	木		
2	金		
3	土		
4	日		
5	月		
6	火	【央】交通安全指導	
7	水		
8	木	【小】お話ポッケ・3、4年見学旅行 【中】授業参観	
9	金	【小】わくわく号	
10	土		
11	日		
12	月	スポーツの日	
13	火	【央】避難訓練・衣替え	
14	水		
15	木	【光】避難訓練	
16	金		
17	土		
18	日	【小】5、6年修学旅行	
19	月	【小】5、6年修学旅行	
20	火	【光】身体測定 【央】誕生会・身体測定	
21	水		
22	木	【小】就学時健康診断 【中】シェイクアウト訓練	
23	金		
24	土	【光】運動会 【央】運動会	
25	日		
26	月	【光】交通指導	市政協力員例会
27	火	【中】3年共通テスト	
28	水	【中】3年共通テスト	
29	木	【中】専門委員会	
30	金	【光】お誕生会 【小】シェイクアウト訓練	
31	土		ハロウィン

被災された皆様へお見舞い申し上げます

二見校区の皆様におかれましては、日頃より住民自治協議会活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます
7月28日、令和8年熊本地震の発生から2か月がたちます。この度の災害により被災された皆様、生活環境の変化によるご苦労や不安な日々を過ごされている皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

突然の大きな地震と混乱の中、お互いに声を掛け合い安全を確認しあう姿が見られました。「大丈夫ですか」「何か手伝えることはありますか」
地域の皆様だけでなく、県外からこられた支援者の皆様から温かい助け合いや思いやりの行動は何よりも強い支えとなっております。

生活環境の変化や新たな地震への不安など、お一人おひとりが抱える課題や悩みは様々かと存じます。誰もが孤立することなく安心して復旧、再建に向き合えるよう行政、関係機関と連携しながら、地域の見守りや支援体制に全力で取り組んでまいります。
二見校区には自治協をはじめ、民生委員、福祉協議会、体協など様々な団体があります。身の回りでの困りごとや不安な点がございましたら、どうぞ遠慮なく自治協や地域の役員へお声掛けください。

結びに、被災された皆様の一日も早い生活の安定と地域の復興を心よりお祈り申し上げますとともに、これからもお互いを思いやり、ともに歩んでまいりましょう。

二見住民自治協議会　会長　森　和昭

二見住民自治協議会より

ふたみ収穫祭風土フェスタ　開催中止のお知らせ

地震被災のため本年の「ふたみ収穫祭風土フェスタ」は中止いたします。
一日も早い復興を願います。

二見校区体育協会より

校区民体育祭　開催中止のお知らせ

猛暑が続くなか、連日の地震復旧作業本当にお疲れ様です。
本来であれば、今年の校区民体育祭について協議・検討を重ねたうえで結論を出すべきところでございますが、現在は会議を開くことすら難しい状況です。
現状の混乱と皆様の安全、復旧作業を最優先に考え、今年の校区民体育祭は開催を断念することとしました。
今年はこのような形となり大変悔しい思いですが、来年は皆様の御理解とご協力のもと校区民体育祭を開催できることを心より願っております。

令和8年熊本地震で被災した井戸の応急修理について

熊本地震で被災した井戸について原因調査、井戸などの修理（掘り直し等）の支援を行います。

【原因調査（洗浄等）】
・井戸内に空気を吹き込み堆積した砂を除去し、井戸内の不具合を調査します。
・舗装されて井戸が確認できないなど、調査が実施できない場合があります。
・井戸所有者の調査費用の負担はありません。

【井戸などの修理（掘り直し等）の支援】
・井戸などの修理について1世帯あたり最大で75万7千円の支援があります。
・対象となる方や申請方法など、詳しくは市ホームページをご確認いただくか、下記コールセンターまでお問い合わせください。

※既に修理費用を支払い済みの場合は、支援対象になりません。

〈井戸復旧等支援事業申請受付窓口〉
場所：市役所本庁舎1階　会議室A
日時：平日・日曜
9：00～12：00／13：30～16：30

【問合せ】
井戸復旧等支援事業コールセンター
電話番号：(0965)65－7722

香典返しのご報告とお礼

香典返しを二見住民自治協議会にいただきましたので、厚くお礼申し上げ、有効に活用させていただきます。
（二見住民自治協議会会長　森 和昭）

二見赤松町　瀧本　誠一　様　（故　瀧本　キヌ子　様）

～ 燃えるごみ の 日（毎週／水、土曜日）～
3日（土）　7日（水）　10日（土）14日（水）17日（土）
21日（水）24日（土）28日（水）31日（土）

～ 資 源 の 日 （毎月／第2、4火曜日）～
13日（火）27日（火）



毎月11日は　「人権を確かめあう日」　です。
暮らしの中のちょっとしたことから、人権問題に気づき、考えてみましょう。

２０２６年9月

消費者情報

八代市（氷川町・芦北町）消費生活センター

電話：０９６５－３３－４１６２



令和８年熊本地震が起きて１か月以上が経過しました。酷暑と闘いながらの被害復旧、避難生活を余儀なくされている方々の心と体の健康を危惧せずにはおれません。また、全国各地から支援にかけつけてくださった自治体の方、ボランティアの方には八代市民として心から頭の下がる思いです。

地震後、八代市消費生活センターには、災害に便乗した悪質商法の相談が数多く寄せられています。

相談事例

【事例１】

地震後に業者が訪ねてきて、割れた瓦の上にブルーシートを張ってくれました。「ボランティアでやっている」として無料でやってくれましたが、この業者は近所を訪問して市政協力員の私の名前を出して契約を取り付けているようです。先ほど、この業者に勧められて屋根工事を契約した近隣住民が、「業者が市政協力員の私の家にブルーシートを張った話をしたので、つい業者を信用したものの高額なので工事を断りたい」と相談してきました。クーリングオフできますか。この業者が張ったブルーシートの重石の土のうは中身が瓦くずで、そのため土のうが破れ中身がポロポロこぼれて屋根から落ちてきています。（６０代男性市政協力員）



〈助言〉

近隣住民の契約は、訪問販売であり契約した翌日の相談だったので問題なくクーリングオフができます。クーリングオフを通知するよう助言しました。

〈注意〉

市政協力員である相談者の信用を利用したのは悪質と言わざるをえません。

【事例２】

地震で水が出なくなったため、電話帳で水道設備業者を探し電話して自宅に来てもらいました。設備業者は、ポンプを新しく交換してもほかの原因で水が出ない場合もあると事前説明をしたうえで、「ポンプが古いので交換しませんか」と見積額を提示して勧誘してきました。水が出ない原因は不明なままでしたが、ポンプが古いのは事実だったのでポンプの交換をすれば水は出るだろうと期待して交換してもらったものの、結局水は出ませんでした。周辺を調べていた他の水道設備業者の話によると、井戸水が枯渇しているとのことでした。クーリングオフすることはできますか。

〈助言〉

相談者は自身で業者を呼んでいますので、クーリングオフは適用されません。事前に、水が出ない原因はポンプ以外の可能性もあるという説明を受け見積額も提示されたうえで契約しており、不意打ち的な契約とは言えません。すでに工事は完了しているので支払金額については自主交渉をお願いしました。

〈注意〉

井戸水の不具合については、いろいろな原因（ポンプの故障・地下水位の低下・砂泥による砂こし器の目詰まり等）が考えられるため、原因を見極めての工事をすることが必要です。



全国的なその他の事例

・「無料」「ボランティア」と言って家の片付けなどを行い、あとから高額な代金を請求する

・「補助金申請の代行をしてあげる」と言って、金銭を要求する

消費者へのアドバイス

- 契約する場合は複数社から見積もりを取り、サービス内容や料金を十分に検討しましょう
- 工事に限らず事業者と契約を結ぶ場合は、取引内容を明らかにした契約書を交付してもらいましょう
- 料金やサービス内容に納得できない場合は、きっぱりと契約を断りましょう
- 緊急を要するトラブル発生に備え、事前に情報を収集しておきましょう
- トラブルが生じた場合は、最寄りの消費生活センター等へ相談しましょう

消費生活相談関連のご案内【令和８年１０月分】

相談内容	開催日
無料弁護士法律相談 ≪予約制≫	令和８年１０月９日（金）、２３日（金） １０：００～１２：００　１３：００～１６：００
	予約は令和８年１０月１日（木）午前８時３０分から受付を開始します。 市民活動政策課 TEL：０９６５-３３-４４８２までお電話ください。

◇◆◇　八代市消費生活センター　◇◆◇

時　間：月～金（祝日を除く）９時～１７時

場　所：八代市役所２階　消費生活センター

ＴＥＬ：０９６５－３３－４１６２

相談無料・秘密厳守